

保医発 0829 第 2 号
令和 7 年 8 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 9 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

1 別添1の第2章第1部第1節B005-14を次のように改める。

(1) プログラム医療機器等指導管理料は、疾病の管理等のために主に患者自ら
が使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導
及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以
下のような場合を指す。

ア ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合は、「B001-3-2」
に掲げるニコチン依存症管理料の「1」の「イ」又は「2」を算定し、か
つ、特定保険医療材料のニコチン依存症治療補助アプリを算定する場合

イ 高血圧症治療補助アプリを用いる場合は、高血圧症の医学管理において
第2章第1部第1節医学管理料等（プログラム医療機器等指導管理料を除
く。）のうち要件を満たすものを算定し、かつ、特定保険医療材料の高血
圧症治療補助アプリを算定する場合

また、導入期加算は、プログラム医療機器等に係る初回の指導管理の際に、
当該プログラム医療機器等を使用する際の療養上の注意点及び当該プログラ
ム医療機器等の使用方法等の指導を行った場合に算定する。

(2) アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が、アルコール依存症
に係る総合的な指導及び治療管理を実施し、かつ、特定保険医療材料のアル
コール依存症飲酒量低減治療補助アプリを算定する場合、月1回に限り本区
分の点数を準用して算定する。

また、アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリに係る初回の指導管理
を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注2」
に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。

なお、アルコール依存症に係る適切な研修の修了証について、当該保険医
療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、
ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない
場合については、この限りではないこと。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D004(13)イを次のように改める。

イ 本区分「14」のリン酸化タウ蛋白(髄液)、本区分「15」のアミロイドβ42/40
比(髄液)又は本区分「15」の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロ
イドβ42比(髄液)のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算
定する。

3 別添1の第2章第3部第1節第1款D004(14)の次に次を加える。

(15) リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)は、効能又は効果としてアル
ツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医

薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、ECLIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及び181位リン酸化タウ蛋白を同時に測定した場合、本区分「15」のアミロイドβ42/40比（髄液）の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

4 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2（2）オの次に次を加える。

カ 尿路上皮癌におけるFGFR3遺伝子検査

5 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2（16）の次に次を加える。

(17) IDH1遺伝子検査は、急性骨髄性白血病の骨髄液又は末梢血を検体とし、リアルタイムPCR法により、イボシデニブの適応の判定の補助を目的として、IDH1遺伝子変異の評価を行った場合に、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査 イ 処理が容易なもの（1）医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。

6 別添1の第2章第3部第1節第1款D012（60）の次に次を加える。

(61) コンシズマブの血中濃度測定は、コンシズマブ投与中の先天性血友病患者に対して、コンシズマブ用量調整の判断のための補助を目的として、ELISA法により実施する場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体の所定点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

7 別添1の第2章第3部第3節D215（20）の次に次を加える。

(21) 超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕静脈用カテーテルを挿入・留置した場合は、本区分の「2」の「ロ」の「(3)」その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）の所定点数を準用して算定する。なお、カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は当該点数に含まれるものとする。

8 別添1の第2章第10部第1節第8款K598(1)イの次に次を加える。

ウ 十分な薬物治療にもかかわらず改善のみられないNYHAクラスⅡ(軽度)、左室駆出率30%以下、QRS幅150ms以上、左脚ブロック、洞調律の全てを満たす心不全患者の症状改善(当該患者に対する使用が薬事承認において認められている医療機器を用いて実施した場合に限る。)

9 別添1の第2章第13部第1節N002(1)を次のように改める。

(1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクは、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、以下に掲げる目的で本標本作製を再度行う場合に限る。目的別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作製を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。)。なお、「3」のHER2タンパクの2回目以降の算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

ロ ホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

ハ 過去にHER2低発現を確認する目的で本標本作製を実施しHER2陰性が確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第8号)の一部改正について

1 Iの3の079(3)の次に次を加える。

(4) 脊椎椎体形成用(椎体形成用材料セット一体型)

ア 椎体形成用材料セットの費用は本区分の材料価格に含まれる。

イ 保存的治療が奏功せず、全身麻酔による手術が困難な有痛性椎体骨折の患者に対して、関連学会の定める適正使用指針及びガイドラインに従って使用した場合に限り算定できる。

ウ 1治療における治療椎体は3椎体までとする。

エ 1回の手術に対し20gを限度として算定できる。

2 Iの3の146(5)の次に次を加える。

(6) 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し、1個を限度として算定できる。

(7) 病変長が長い場合など、複数個の胸部大動脈用ステントグラフトによる治療が必要になる場合であって、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型と胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型を同時に使用する場合は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

(8) 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

(9) 胸部大動脈用ステントグラフト(分枝血管部分)は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

3 I の 3 の 232 の次に次を加える。

233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材

- (1) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、非静脈瘤性消化管出血に対する内視鏡的止血術において、機械的止血法や熱凝固法では止血が不十分な場合であって、追加の止血材として使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として3gまで算定できる。1回の手術で3gを超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (3) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査（生検を実施する場合を含む。）において使用した場合は算定できない。
- (4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。

234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント

- (1) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、関連学会の定める適正使用指針に従って、以下のいずれかに該当する症例の副鼻腔手術後に使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、医学的必要性及び以下のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
ア 副鼻腔の炎症が強く副鼻腔手術前に点鼻ステロイドまたは全身性ステロイド薬による治療歴がある症例
イ 再発の副鼻腔炎に対する再手術の症例
ウ 副鼻腔手術後の内視鏡画像検査で中鼻道あるいは各副鼻腔自然口が狭く再閉鎖のリスクが高いと判断される症例
エ 慢性鼻副鼻腔炎の再発又は難治化のリスクが高い症例
- (2) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、一連の治療に対して、原則として2個を限度として算定できる。医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4個を限度として算定できる。

235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ

- (1) アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリは、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師を配置している保険医療機関において算定する。
- (2) 入院中の患者以外の患者（アルコール依存症の患者であって、断酒を選択すべき患者に該当しないものに限る。）に対して、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師がアルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、初回の使用日の属する月から起算して6か月を限度として、初回を含めて月1回に限り算定する。
- (3) 前回算定日から、平均して7日間のうち3日以上飲酒記録がアプリに入力されている場合にのみ算定できる。ただし、初回の算定でアプリ使用実績を有しない場合は、この限りではない。

(4) 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

236 上腕静脈用カテーテル

医師の血管アセスメントにおいて、末梢静脈留置針による静脈路確保が困難と判断された患者に対し、末梢静脈用の薬剤の投与を目的として、超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕の静脈内に挿入・留置した場合に限り算定できる。使用は末梢静脈留置針による静脈路確保が困難な患者に限定されるものであって、単に連日の静脈内注射や点滴注射を行う又は周術期の管理を行う等の目的でのみ使用された場合は算定できない。なお、算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 99 点
- ロ 小白歯・前歯 62 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 21点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 2,016点
- (2) 4分の3冠 2,520点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 414点
 - b 複雑なもの 766点
 - ロ 5分の4冠 964点
 - ハ 全部金属冠 1,213点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 282点
 - b 複雑なもの 561点
 - ロ 4分の3冠 692点
 - ハ 5分の4冠 692点
 - ニ 全部金属冠 868点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	26 点
b	複雑なもの	46 点
ロ	5分の4冠	59 点
ハ	全部金属冠	73 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	17 点
b	複雑なもの	34 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	42 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	42 点
ニ	全部金属冠	53 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	692 点
(2)	小白歯	692 点
(3)	大白歯	964 点
2	銀合金	
(1)	前歯	42 点
(2)	小白歯	42 点
(3)	大白歯	59 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	414 点
ロ	小白歯・前歯	282 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	26 点
ロ	小白歯・前歯	17 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,081 点
2	銀合金を用いた場合	118 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき

1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,396点

ロ 小臼歯 1,051点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 58点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 839点

ロ 小臼歯 1,051点

ハ 大臼歯 1,396点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 74点

ロ 小臼歯 74点

ハ 大臼歯 74点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯（1顎につき）	10点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	2,347点
	ロ 犬歯・小白歯	1,909点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,909点
	ロ 犬歯・小白歯	1,466点
	ハ 前歯（切歯）	1,129点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,116点
	ロ 犬歯・小白歯	873点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	766点
	ロ 犬歯・小白歯	666点
	ハ 前歯（切歯）	618点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,107点
(2)	二腕鉤（レストつき）	855点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	309点
(2)	犬歯・小白歯	333点
(3)	大白歯	383点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30点
(2)	犬歯・小白歯	30点
(3)	大白歯	30点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 766 点

ロ 小白歯・前歯 561 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 46 点

ロ 小白歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,789 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

1 別表のⅡの 079 (3) の次に次を加える。

(4) 脊椎椎体形成用(椎体形成用材料セット一体型)

次のいずれにも該当すること

ア 悪性脊椎腫瘍又は骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮的椎体形成術に使用するものであること。

イ 骨セメント及び骨セメント混合器等が一体となったものであること。

ウ 骨セメントの成分が粉末(メタクリル酸メチル重合体等を主成分)と液体(メタクリル酸メチルを主成分)によって構成されること。

2 別表のⅡの 146 (2) を次のように改める。

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(3区分)、腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(4区分)、胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)(2区分)、大動脈解離用ステントグラフト(ベアステント)及び胸部大動脈用ステントグラフト(分枝血管部分)の合計 12 区分に区分する。

3 別表のⅡの 146 (3) ⑤ウを次のように改める。

ウ ⑥、⑦及び⑩に該当しないこと。

4 別表のⅡの 146 (3) ⑥エを次のように改める。

エ ⑤、⑦及び⑩に該当しないこと

5 別表のⅡの 146 (3) ⑧「胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)」を「胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)・標準型」に、⑧ア中の「胸部大動脈瘤」を「胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷」に改め、⑧イの次に次を加える。

ウ ⑫に該当しないこと。

6 別表のⅡの146(3)⑨の次に次を加える。

- ⑩ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型
次のいずれにも該当すること。
ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。
イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
ウ 血管分岐部に対応するための胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）を連結する構造を有するものであること。
エ ⑤から⑦までに該当しないこと。
- ⑪ 胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）
次のいずれにも該当すること。
ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。
イ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と連結し、胸部大動脈の分枝血管に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
- ⑫ 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型
次のいずれにも該当すること。
ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。
イ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型の留置を補助する目的で使用されるものであること。
ウ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型の中枢側に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

7 別表のⅡの232の次に次を加える。

233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材

定義

次のいずれも満たすこと。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「非吸収性局所止血材」であること。
- (2) 内視鏡的に消化管内へ挿入し、非静脈瘤性消化管出血の止血を目的として使用するアミノ酸由来の非吸収性局所止血材であること。

234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント

定義

次のいずれも満たすこと。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント」であること。
- (2) 成人の慢性鼻副鼻腔炎の患者に対して、副鼻腔手術後の副鼻腔の開存性

を維持するために用いられるステントであること。

- (3) ステントの表面に副腎皮質ステロイド薬がコーティングされていること。

235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「プログラム 02 疾病治療用プログラム」であって、一般的名称が「アルコール依存症治療補助プログラム」であること。
- (2) 医療従事者の指導に基づき、患者の治療が継続されていると判断できる状態において使用される、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助プログラム医療機器であること。

236 上腕静脈用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」であること。
- (2) 末梢静脈注射を目的に上腕の静脈内に留置して使用するカテーテルであること。
- (3) 造影剤の高圧注入が可能であること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 1～6 (略) 第1節 医学管理料等 B000～B005-13 (略) B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 <u>(1)</u> プログラム医療機器等指導管理料は、疾病の管理等のために主に患者自らが使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以下のような場合を指す。 ア ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合は、「B001-3-2」に掲げるニコチン依存症管理料の「1」の「イ」又は「2」を算定し、かつ、特定保険医療材料のニコチン依存症治療補助アプリを算定する場合 イ 高血圧症治療補助アプリを用いる場合は、高血圧症の医学管理において第2章第1部第1節医学管理料等(プログラム医療機器等指導管理料を除く。)のうち要件を満たすものを算定し、かつ、特定保険医療材料の高血圧症治療補助アプリを算定する場合 また、導入期加算は、プログラム医療機器等に係る初回の指導管理の際に、当該プログラム医療機器等を使用する際の</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 1～6 (略) 第1節 医学管理料等 B000～B005-13 (略) B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 プログラム医療機器等指導管理料は、疾病の管理等のために主に患者自らが使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以下のような場合を指す。 ア ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合は、「B001-3-2」に掲げるニコチン依存症管理料の「1」の「イ」又は「2」を算定し、かつ、特定保険医療材料のニコチン依存症治療補助アプリを算定する場合 イ 高血圧症治療補助アプリを用いる場合は、高血圧症の医学管理において第2章第1部第1節医学管理料等(プログラム医療機器等指導管理料を除く。)のうち要件を満たすものを算定し、かつ、特定保険医療材料の高血圧症治療補助アプリを算定する場合 また、導入期加算は、プログラム医療機器等に係る初回の指導管理の際に、当該プログラム医療機器等を使用する際の療養上の注意点及び当該プログラム医療機器等の使用方法等の指導を行っ</p>

療養上の注意点及び当該プログラム医療機器等の使用方法等の指導を行った場合に算定する。

(2) アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が、アルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を実施し、かつ、特定保険医療材料のアルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリを算定する場合、月1回に限り本区分の点数を準用して算定する。

また、アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。

なお、アルコール依存症に係る適切な研修の修了証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

B006～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

1～18 (略)

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算～D003 (略)

D004 穿刺液・採取液検査

(1)～(12) (略)

(13) アミロイドβ42/40比(髄液)

ア (略)

イ 本区分「14」のリン酸化タウ蛋白(髄液)、本区分「15」のアミロイドβ42/40比(髄液)又は本区分「15」の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算定する。

(14) (略)

た場合に算定する。

B006～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

1～18 (略)

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算～D003 (略)

D004 穿刺液・採取液検査

(1)～(12) (略)

(13) アミロイドβ42/40比(髄液)

ア (略)

イ 本区分「14」のリン酸化タウ蛋白(髄液)と併せて行った場合は主たるもののみ算定する。

(14) (略)

(15) リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、ECLIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及び181位リン酸化タウ蛋白を同時に測定した場合、本区分「15」のアミロイドβ42/40比(髄液)の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D004-2 悪性腫瘍組織検査

(1) (略)

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、KRAS遺伝子変異(G12C)検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

(新設)

D004-2 悪性腫瘍組織検査

(1) (略)

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、KRAS遺伝子変異(G12C)検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査
エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査
オ 濾胞性リンパ腫におけるEZH2遺伝子検査
カ 尿路上皮癌におけるFGFR3遺伝子検査

(3)～(16) (略)

(17) IDH1遺伝子検査は、急性骨髄性白血病の骨髄液又は末梢血を検体とし、リアルタイムPCR法により、イボシデニブの適応の判定の補助を目的として、IDH1遺伝子変異の評価を行った場合に、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査 イ 処理が容易なもの
(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。

D005～D011 (略)

D012 感染症免疫学的検査

(1)～(60) (略)

(61) コンシズマブの血中濃度測定は、コンシズマブ投与中の先天性血友病患者に対して、コンシズマブ用量調整の判断のための補助を目的として、ELISA法により実施する場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の所定点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D013～D025 (略)

第2款 検体検査判断料 (略)

第3節 生体検査料

D200～D214 (略)

D215 超音波検査

(1)～(20) (略)

(21) 超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕静脈用カテーテルを挿入・留置した場合は、本区分の「2」の「ロ」の「(3)」その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査
エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査
オ 濾胞性リンパ腫におけるEZH2遺伝子検査
(新設)

(3)～(16) (略)

(新設)

D005～D011 (略)

D012 感染症免疫学的検査

(1)～(60) (略)

(新設)

D013～D025 (略)

第2款 検体検査判断料 (略)

第3節 生体検査料

D200～D214 (略)

D215 超音波検査

(1)～(20) (略)

(新設)

管等)の所定点数を準用して算定する。なお、カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は当該点数に含まれるものとする。

D 2 1 5 - 2 ~ D 3 2 5 (略)

第4節 (略)

第4部~第9部 (略)

第10部 手術

1~26 (略)

第1節 手術料

第1款~第7款 (略)

第8款 心・脈管

K 5 4 5 ~ K 5 9 7 (略)

K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術

(1) 両心室ペースメーカー移植術は、左右の心室を電氣的に刺激することにより、重症心不全患者の心臓リズムを補正すると同時に、左右の心室間伝導障害を軽減し、血行動態を改善することを目的に実施されるものであり、次のいずれかの心不全に対して、治療が行われた場合に算定する。

ア・イ (略)

ウ 十分な薬物治療にもかかわらず改善のみられないNYHAクラスⅡ(軽度)、左室駆出率30%以下、QRS幅150ms以上、左脚ブロック、洞調律の全てを満たす心不全患者の症状改善(当該患者に対する使用が薬事承認において認められている医療機器を用いて実施した場合に限る。)

(2)・(3) (略)

K 5 9 9 ~ K 6 2 7 - 4 (略)

第9款~第13款 (略)

第2節・第3節 (略)

第11部・第12部 (略)

第13部 病理診断

1~9 (略)

第1節 病理標本作製料

D 2 1 5 - 2 ~ D 3 2 5 (略)

第4節 (略)

第4部~第9部 (略)

第10部 手術

1~26 (略)

第1節 手術料

第1款~第7款 (略)

第8款 心・脈管

K 5 4 5 ~ K 5 9 7 (略)

K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術

(1) 両心室ペースメーカー移植術は、左右の心室を電氣的に刺激することにより、重症心不全患者の心臓リズムを補正すると同時に、左右の心室間伝導障害を軽減し、血行動態を改善することを目的に実施されるものであり、次のいずれかの心不全に対して、治療が行われた場合に算定する。

ア・イ (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

K 5 9 9 ~ K 6 2 7 - 4 (略)

第9款~第13款 (略)

第2節・第3節 (略)

第11部・第12部 (略)

第13部 病理診断

1~9 (略)

第1節 病理標本作製料

N000・N001 (略)

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクは、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、以下に掲げる目的で本標本作製を再度行う場合に限り、目的別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。)。なお、「3」のHER2タンパクの2回目以降の算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

ロ ホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

ハ 過去にHER2低発現を確認する目的で本標本作製を実施しHER2陰性が確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)

N000・N001 (略)

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクは、化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、本標本作製を再度行う場合に限り、別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。)。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～078 (略)</p> <p>079 骨セメント</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 脊椎椎体形成用(椎体形成用材料セット一体型)</u></p> <p><u>ア 椎体形成用材料セットの費用は本区分の材料価格に含まれる。</u></p> <p><u>イ 保存的治療が奏功せず、全身麻酔による手術が困難な有痛性椎体骨折の患者に対して、関連学会の定める適正使用指針及びガイドラインに従って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>ウ 1治療における治療椎体は3椎体までとする。</u></p> <p><u>エ 1回の手術に対し20gを限度として算定できる。</u></p> <p>080～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し、1個を限度として算定できる。</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～078 (略)</p> <p>079 骨セメント</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>080～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

(7) 病変長が長い場合など、複数個の胸部大動脈用ステントグラフトによる治療が必要になる場合であって、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を同時に使用する場合は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

(新設)

(8) 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

(新設)

(9) 胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

(新設)

149～232 (略)

233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材

149～232 (略)

(新設)

- (1) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、非静脈瘤性消化管出血に対する内視鏡的止血術において、機械的止血法や熱凝固法では止血が不十分な場合であって、追加の止血材として使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として3gまで算定できる。1回の手術で3gを超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (3) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査（生検を実施する場合を含む。）において使用した場合は算定できない。
- (4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。

234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント

(新設)

- (1) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、関連学会の定める適正使用指針に従って、以下のいずれかに該当する症例の副鼻腔手術後に使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、医学的必要性及び以下のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ア 副鼻腔の炎症が強く副鼻腔手術前に点鼻ステロイドまたは全身性ステロイド薬による治療歴がある症例
- イ 再発の副鼻腔炎に対する再手術の症例
- ウ 副鼻腔手術後の内視鏡画像検査で中鼻道あるいは各副鼻腔自然口が狭く再閉鎖のリスクが高いと判断される症例
- エ 慢性鼻副鼻腔炎の再発又は難治化のリスクが高い症例
- (2) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、一連の治療に対して、原則として2個を限度として算定できる。医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4個を限度として算定できる。

235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ

(新設)

- (1) アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリは、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師を配置している保険医療機関において算定する。
- (2) 入院中の患者以外の患者（アルコール依存症の患者であって、断酒を選択すべき患者に該当しないものに限る。）に対して、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師がアルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、初回の使用日の属する月から起算して6か月を限度として、初回を含めて月1回に限り算定する。
- (3) 前回算定日から、平均して7日間のうち3日以上飲酒記録がアプリに入力されている場合にのみ算定できる。ただし、初回の算定でアプリ使用実績を有しない場合は、この限りではない。
- (4) 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

236 上腕静脈用カテーテル

(新設)

医師の血管アセスメントにおいて、末梢静脈留置針による静脈路確保が困難と判断された患者に対し、末梢静脈用の薬剤の投与を目的として、超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕の静脈内に挿入・留置した場合に限り算定できる。使用は末梢静脈留置針による静脈路確保が困難な患者に限定されるものであって、単に連日の静脈内注射や点滴注射を行う又は周術期の管理を行う等の目的でのみ使用された場合は算定できない。なお、算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

4～6 (略)

Ⅱ～Ⅳ (略)

4～6 (略)

Ⅱ～Ⅳ (略)

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,016点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,520点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>414点</u> b 複雑なもの <u>766点</u> ロ 5分の4冠 <u>964点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,213点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>282点</u> b 複雑なもの <u>561点</u> ロ 4分の3冠 <u>692点</u> ハ 5分の4冠 <u>692点</u> ニ 全部金属冠 <u>868点</u> 3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,884点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,355点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>397点</u> b 複雑なもの <u>733点</u> ロ 5分の4冠 <u>923点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,161点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>270点</u> b 複雑なもの <u>537点</u> ロ 4分の3冠 <u>663点</u> ハ 5分の4冠 <u>663点</u> ニ 全部金属冠 <u>831点</u> 3 (略)

M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>692 点</u>	(1) 前歯	<u>663 点</u>
(2) 小臼歯	<u>692 点</u>	(2) 小臼歯	<u>663 点</u>
(3) 大臼歯	<u>964 点</u>	(3) 大臼歯	<u>923 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>414 点</u>	イ 大臼歯	<u>397 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>282 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>270 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,081 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,035 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,396 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,337 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>839 点</u>	イ 前歯	<u>803 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,396 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,337 点</u>

(2) (略)		(2) (略)	
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>2,347 点</u>	イ 大・小白歯	<u>2,175 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,909 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,770 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,909 点</u>	イ 大白歯	<u>1,770 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,466 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,359 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>1,129 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>1,046 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,116 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,069 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>873 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>836 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>766 点</u>	イ 大白歯	<u>734 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>666 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>638 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>618 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>592 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>1,107 点</u>	(1) 双子鉤	<u>1,026 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>855 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>793 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>309 点</u>	(1) 前歯	<u>296 点</u>

(2) 犬歯・小臼歯	<u>333 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>319 点</u>
(3) 大白歯	<u>383 点</u>	(3) 大白歯	<u>367 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>766 点</u>	イ 大白歯	<u>733 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>561 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>537 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,789 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,714 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～078 (略)</p> <p>079 骨セメント</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 脊椎椎体形成用(椎体形成用材料セット一体型)</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること</u></p> <p><u>ア 悪性脊椎腫瘍又は骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮的椎体形成術に使用するものであること。</u></p> <p><u>イ 骨セメント及び骨セメント混合器等が一体となったものであること。</u></p> <p><u>ウ 骨セメントの成分が粉末(メタクリル酸メチル重合体等を主成分)と液体(メタクリル酸メチルを主成分)によって構成されること。</u></p> <p>080～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p>使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(3区分)、腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(<u>4</u>区分)、胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)(<u>2</u>区分)、大動脈解離用ステントグラフト(ベアステント)及び胸部大動脈用ステントグ</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～078 (略)</p> <p>079 骨セメント</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>080～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p>使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(3区分)、腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(<u>3</u>区分)、胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)及び大動脈解離用ステントグラフト(ベアステント)の合計<u>9</u>区分に区分する。</p>

ラフト（分枝血管部分）の合計 12 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型
次のいずれにも該当すること。

ア・イ (略)

ウ ⑥、⑦及び⑩に該当しないこと。

⑥ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ ⑤、⑦及び⑩に該当しないこと。

⑦ (略)

⑧ 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・標準型
次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。

イ (略)

ウ ⑫に該当しないこと。

⑨ (略)

⑩ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。

イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

ウ 血管分岐部に対応するための胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）を連結する構造を有するものであること。

エ ⑤から⑦までに該当しないこと。

⑪ 胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）
次のいずれにも該当すること。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型
次のいずれにも該当すること。

ア・イ (略)

ウ ⑥又は⑦に該当しないこと。

⑥ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ ⑤又は⑦に該当しないこと。

⑦ (略)

⑧ 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）
次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ (略)

(新設)

⑨ (略)

(新設)

(新設)

<p><u>ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。</u></p> <p><u>イ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と連結し、胸部大動脈の分枝血管に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。</u></p> <p><u>⑫ 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。</u></p> <p><u>イ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型の留置を補助する目的で使用されるものであること。</u></p> <p><u>ウ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型の中枢側に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>147～232 (略)</p>	<p>147～232 (略)</p>
<p><u>233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材</u> <u>定義</u> <u>次のいずれも満たすこと。</u></p> <p><u>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「非吸収性局所止血材」であること。</u></p> <p><u>(2) 内視鏡的に消化管内へ挿入し、非静脈瘤性消化管出血の止血を目的として使用するアミノ酸由来の非吸収性局所止血材であること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント</u> <u>定義</u> <u>次のいずれも満たすこと。</u></p> <p><u>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント」であること。</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>(2) <u>成人の慢性鼻副鼻腔炎の患者に対して、副鼻腔手術後の副鼻腔の開存性を維持するために用いられるステントであること。</u></p> <p>(3) <u>ステントの表面に副腎皮質ステロイド薬がコーティングされていること。</u></p>	
<p>235 <u>アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「プログラム 02 疾病治療用プログラム」であって、一般的名称が「アルコール依存症治療補助プログラム」であること。</u></p> <p>(2) <u>医療従事者の指導に基づき、患者の治療が継続されていると判断できる状態において使用される、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助プログラム医療機器であること。</u></p>	(新設)
<p>236 <u>上腕静脈用カテーテル</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」であること。</u></p> <p>(2) <u>末梢静脈注射を目的に上腕の静脈内に留置して使用するカテーテルであること。</u></p> <p>(3) <u>造影剤の高圧注入が可能であること。</u></p>	(新設)
<p>III～IX (略)</p>	<p>III～IX (略)</p>